



平成29年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業
地域包括ケアシステムにおける訪問看護のあらたな人材確保・活用に関する調査研究事業

訪問看護出向事業 ガイドライン

目次

<基本編>

はじめに.....	1
ガイドラインの構成.....	2
1. 訪問看護出向事業とは.....	3
2. 訪問看護出向事業の基本的な考え方.....	4
1) 出向の定義.....	4
2) 公務員の「出向」の考え方について.....	5
3) 研修（出向契約を結ばない）と出向の違い.....	6
3. 訪問看護出向事業の実施プロセス.....	8
1) 出向事業のスキーム.....	8
2) 出向事業のプロセスとポイント.....	10
3) 主な出向パターンの例.....	11
4. 訪問看護出向事業の成果.....	12
1) 出向者（病院看護師）の成果.....	12
2) 出向元（病院）の成果.....	13
3) 出向先（訪問看護ステーション）の成果.....	14
5. Q & A.....	15

<実践編>

1. 病院.....	1
1) 出向実施に向けた組織内の調整.....	1
2) 訪問看護ステーションとの調整.....	8
3) 出向契約の締結.....	11
4) 出向の実施.....	11
5) 出向の評価とフォローアップ.....	12
2. 訪問看護ステーション.....	13
1) 出向受入に向けた組織内の調整.....	13
2) 病院との調整.....	16
3) 出向契約の締結.....	19
4) 受入準備.....	20
5) 研修・同行訪問の実施.....	22
6) 単独訪問の実施.....	25
7) プロセス別の準備・指導のポイント.....	26
8) 状況別の指導・サポート方法.....	27
9) 出向の評価とフォローアップ.....	28
3. コーディネーター.....	29
1) 訪問看護出向事業のコーディネーターとは.....	29

2) コーディネーターの業務.....	29
3) 病院と訪問看護ステーションのマッチングのポイント.....	30
4) コーディネーターに求められる実践的能力.....	30
4. 訪問看護出向事業の実施上の留意事項.....	31
1) 出向に関連する労働法規、社会保険.....	31
2) 出向期間中の事故や損害発生への備え.....	35
5. 都道府県における取り組み状況.....	37
1) 山形県.....	38
2) 茨城県.....	41
3) 富山県.....	43
4) 京都府.....	45
5) 岡山県.....	48
6) 鹿児島県.....	50
参考資料 1 訪問看護業務の習得状況評価票.....	52
参考資料 2 出向協定書(例).....	53

はじめに

地域包括ケアの体制構築に向け、在宅療養を支える訪問看護には大きな期待が寄せられています。全国の訪問看護ステーション数は2017年現在9,700か所を超え、なお増加傾向にあります。訪問看護職員数は全就業看護職員の約3%（4.7万人）にとどまっており、今後、地域で訪問看護に携わる人材をいかに増やしていくかが課題となっています。

また、病院では早期退院・在宅療養支援の機能強化が今後さらに重要となります。退院支援部門等の看護師だけではなく、病棟・外来などあらゆる部門で働く看護師が、在宅療養支援の視点とスキルを身につけ、患者・家族に個別的な支援を行うことが求められています。

一方で、今後は労働力人口減少に伴い、地域における看護職のマンパワー自体に限られてきます。看護人材を「自院・自事業所に確保する」目的だけで見れば、地域の病院と訪問看護ステーションはある意味、労働市場の競合相手かもしれません。しかし、地域住民が最後まで住みなれた地域で自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の病院や訪問看護ステーションは、互いの長所を活かし連携協力して在宅療養継続を支えていくパートナーでもあります。医療と介護、病院と在宅をつなぎ、地域での療養継続を支える看護の役割を發揮していくためには、看護職が所属組織内にとどまらず、地域に出て自身のスキルや専門性を磨き、働く仕組みを考える段階に来ているのではないのでしょうか。

こうした訪問看護ステーションと病院双方の課題解決、地域の看看連携の強化につながるあらたな人材交流の仕組みとして、日本看護協会では「訪問看護出向事業」を構想し検討を続けてきました。「訪問看護出向事業」とは、病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護の一連の業務を実践することにより、病院および病院看護師にとっては院内の看護ケアや退院支援機能の強化に役立つスキルアップ、訪問看護ステーションにとっては多様な看護人材の育成・活用力の向上が図れる仕組みです。

平成27年度・平成28年度の厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業において、実際に病院看護師が地域の訪問看護ステーションに2～6か月程度出向し、訪問看護に従事する「訪問看護出向事業」を全国14ケースで実施しました。この度、2年間のモデル事業で得られた成果と課題にもとづき、出向事業の具体的な実施方法や実施上の留意点をまとめ、ガイドラインを作成しました。

「訪問看護出向事業」は、日頃から患者（利用者）をめぐり連携・協力している病院と訪問看護ステーションの二者で取り組むことが可能です。病院看護師の在宅療養支援能力の向上を図り、病院と訪問看護ステーションの連携をさらに強化する人材交流事業として、ご検討ください。また、都道府県等におかれましては、地域の訪問看護人材の育成・活用を図るための事業スキームとして、基金事業等への導入をご検討いただきたいと思います。

2018年3月

公益社団法人 日本看護協会